

(案)

埼玉県公営企業建設工事請負契約書

- 1 工事名 026大修第015号
溝沼サージタンク防食塗装等修繕工事
- 2 工事場所 朝霞市三原地内
- 3 工期 令和 年 月 日 から
令和 9年 3月 19日 まで
- 4 工事を施工しない日 設定しない。
工事を施工しない時間帯 設定しない。
- 5 請負代金額 金 円
うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 金 円
- 6 契約保証金 請負代金額の10分の1以上
- 7 前払金 金 円
(中間前払金 金 円)
- 8 部分払いの請求回数 回以内
- 9 その他特定条件 「この契約においては中間前金払は行わない。」又は
「約款第38条の規定は適用しない。
ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。」

上記の工事について、発注者 埼玉県 と受注者 は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

－ (A) 書面による契約の場合 (電子契約の場合は削除すること) －

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

－ (B) 電子契約の場合 (書面による契約の場合は削除すること) －

本契約の証として本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後、押印に代わる電磁的处理を施し、各自その電磁的記録を保管する。

[注] (A)は書面による契約の場合に、(B)は電子契約の場合に使用する。

令和 年 月 日

埼玉県さいたま市桜区大字宿618

発注者 埼玉県

埼玉県大久保浄水場長 加藤 政寿

受注者